

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修について

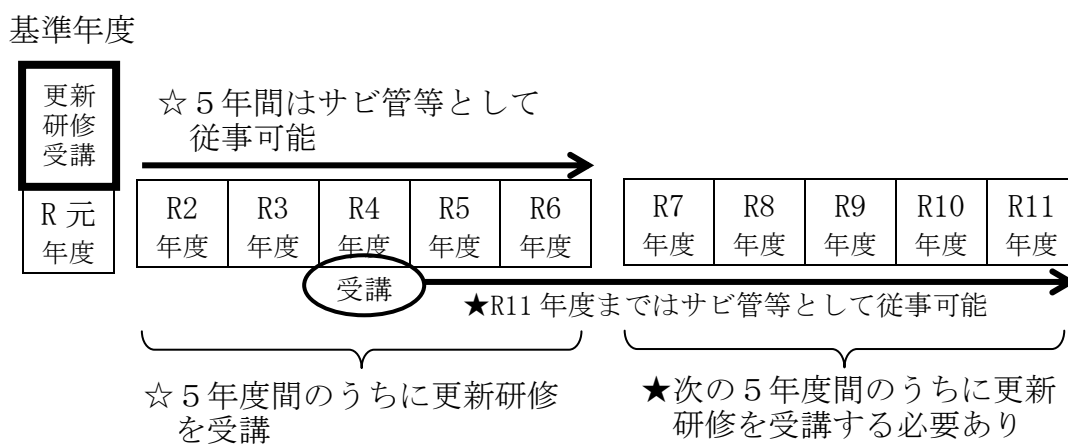
更新研修の受講

◎受講者の要件（以下ア又はイのいずれかに該当する者が対象となります。）

- ア 令和元年度～2年度にサービス管理責任者等更新研修を修了後、サービス管理責任者、児童 発達支援管理責任者、管理者または相談支援専門員として現に従事している者
- イ 令和元年度～2年度にサービス管理責任者等更新研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間においてアの業務に通算して2年以上従事していた者
※原則、兵庫県内に所在を有する事業所に従事する者とします。

※基礎研修のみ修了の方は本研修の受講対象ではありません。

〔令和元年度に1回目の更新研修を受講した場合の例〕



※5年度間のうちに更新研修が受講できなかった方は、サービス管理責任者等として従事するためには、平成31年4月に新しく創設されたサービス管理責任者等実践研修を受講する必要があります（基礎研修の受講は不要です。）。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者 更新研修の Q&A

(更新研修について)

質 問	回 答
① サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者も、定期的に研修を受講する必要があると聞いたが、いつ、どの様な研修を受講すればいいのか。	・「更新研修」を5年ごとに受講することが必要。平成30年度までに分野別研修を受講した方は、令和元年度から令和5年度までの5年間のうちに受講する必要がある。令和元年度に更新研修を受講した方は、令和6年度までに再び更新研修を受講する必要がある。令和元年度以降に基礎研修を修了した方は、2年以上のOJTを経て実践研修の修了後、5年の期間ごとに更新研修を受講する必要がある。
② 定められた5年間のうちに更新研修を受講できなかった場合は、基礎研修から受講する必要があるのか。	・定められた期間内に更新研修を受講できなかった場合、サービス管理責任者等として従事するためには実践研修を受講する必要がある（基礎研修の受講は不要）。
③ 更新研修の受講対象者の実務要件は、サービス管理責任者（及び児童発達支援管理責任者）の業務のほか、どの様なものがあるのか。	・サービス管理責任者（及び児童発達支援管理責任者）のほか、管理者又は相談支援専門員として従事した期間が、実務経験として認められる。
④ 更新研修の受講対象者としてサービス管理責任者等の実務要件があるが、常勤専従者でなければ認められないのか。	・常勤でなければならないとの要件はない。ただし、受講開始前5年間において通算して2年以上従事とは、「2年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が360日以上であること」が必要である。
⑤ 5年間のうちに更新研修を受講できず、改めて実践研修を受講し直す場合も、受講前5年間に2年以上実務経験がなければならないのか。	・定められた期間内に更新研修を受講できなかった方が改めて実践研修を受講する場合には、実務要件の適用はない。

(申し込みについて)

質 問	回 答
①申し込みれば必ず受講できるのか。	・定員が超過した場合、受講決定者の選考を行うため、申し込みれば必ず受講できるものではないことをご理解いただきたい。
②兵庫県外に所在を有する事業所からも申し込めるか。	・近年、本県では定員以上の申込があることから、兵庫県内に所在する事業所を優先して受講していただいている。(近年は、他府県に所在する事業所に勤務予定の方を受講決定した例は無し。)
③受講決定後に退職等により申込時の所属先が変わったが、研修受講は可能か。	・所属が変わっても受講決定は有効だが、受講の継続にあたっては、トラブルのないように申込時の事業所と受講者及び新所属の事業所とで協議をすること。また、受講許可届の提出が必要な為、その旨を当財団まで連絡する事。
④研修修了証書の発行を受けた後に名字が変更となった場合の対応は。	・名字が変更となっても、発行済の研修修了証書は有効のため、再発行等の対応は行わない。
⑤受講決定後、研修修了までに姓名を変更した場合の対応は。	・原則として、申込書に記載した姓名で名簿・修了証書を作成する。
⑥同一事業所から複数名申し込めるか	・受講対象者が複数いる場合は対象者全員の申込みが可能だが必ず優先順位を記入。なお、受講決定後の受講者の変更は認めない。
⑦同一法人から複数名申し込むことは可能か	・可能だが、必ず法人内で障害福祉サービスを実施・または予定している事業所から申し込むこと。
⑧申し込む事業所と受講者の勤務する事業所が異なっても申し込めるか	・同じ法人、会社であれば可能。